

富里市農業次世代人材投資資金交付要綱

(令和2年6月11日告示第105号)

改正 令和3年9月9日告示第150号 令和5年3月14日告示第30号
令和5年3月14日告示第32号

富里市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱（平成29年告示第113号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）及び農業次世代人材投資事業交付要領（平成24年8月21日付け担い手第691号）に基づいて、農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 資金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 独立又は自営の就農時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有していること。
- (2) 次に掲げる要件を満たす独立又は自営の就農であること。この場合において、交付対象者が農業経営を法人化しているときは、ア及びイ中「交付対象者」とあるのは「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエ中「交付対象者」とあるのは「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条の規定による公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条の規定による公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条の規定による認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交

付対象者が有していること。

イ 主要な農業機械及び施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物、生産資材等を交付対象者の名義で出荷し、又は取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げ、経費の支出等の経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が、農業経営に関する主宰権を有していること。

(3) 基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、基盤強化法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。

(4) 基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に第4条第1項に規定する農業次世代人材投資資金申請追加資料を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。

ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン及び農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

(5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たな農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市長に認められること。この場合において、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人に限る。）以外の農業法人を継承するときは交付の対象外とする。

(6) 人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン通知」という。）の2の（1）の実質化された人・農地プラン、人・農地プラン通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び人・農地プラン通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体とし

て位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれていること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「人・農地プランに位置付けられた者等」という。）。

- (7) 次に掲げる条件に該当していること。
 - ア 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
 - イ 国実施要綱の別記2の農の雇用事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。
 - ウ 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。
- (8) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険、施工業者による保証等に参加し、若しくは加入することが確実と見込まれること。
- (9) 前年の世帯全体の所得が600万円以下（被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合に限り、この限りでない。
- (10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (11) 農業経営を開始した日の属する年度が資金の交付を申請する年度から起算して5年度以内の者であること。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として市長が定めるものでないこと。

（交付金額及び交付期間）

第3条 交付金額及び交付期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交付する資金の額は、経営開始1年目から経営開始3年目までは交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始4年目以降は、交付期間1年につき1人当たり120万円を交付する。
- (2) 夫婦で農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす場合は、交付期間1

年につき夫婦合わせて、前号の額に100分の150を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。

ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

ウ 夫婦共に人・農地プランに位置付けられた者等になること。

- (3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置付けられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ第1号に定める額を交付する。ただし、農業経営開始後5年以上経過している農業者（当該農業者が同号の資金の交付を受けている場合は、その5年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

- 2 交付期間は、最長5年間とする。ただし、既に農業経営を開始している者に対する資金の交付期間は、農業経営を開始後5年度目分までとする。

（青年等就農計画等の承認申請）

第4条 資金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青年等就農計画等を作成し、青年等就農計画等承認申請書（別記第1号様式）及び農業次世代人材投資資金申請追加資料（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、青年等就農計画等を作成する場合は、妥当性及び目標達成の実現性の観点から、第14条第1項に規定するサポート体制の関係者等から必要な助言及び指導を受けるものとする。

（青年等就農計画等の承認）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、第14条に規定するサポート体制の関係者による面接等を行い、審査するものとする。この場合において、必要と認めるときは、必要な書類等の提出を求めることができる。

- 2 審査の結果、第2条第1項第4号の要件及び農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について（平成31年4月1日付け30経営第3030号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。）を満たし、適当と認めるときは、青年等就農計画等を承認するものとし、青年等就農計画等承認通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（青年等就農計画等の変更申請）

第6条 前条の承認を受けた申請者が青年等就農計画等を変更しようとするときは、変更した青年等就農計画等を市長に提出しなければならない。ただし、

追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の青年等就農計画等の提出があったときは、前条の規定に準じて審査し、申請者に通知するものとする。

(資金の申請)

第7条 第5条第1項の承認を受けた申請者が資金の交付を受けようとするときは、農業次世代人材投資資金交付申請書(別記第4号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請は、半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、資金の交付の決定及び交付額の確定を行い、農業次世代人材投資資金交付決定及び確定通知書(別記第5号様式)を申請者に通知するものとする。

(資金の請求)

第9条 前条の規定により資金の交付の決定及び交付額の確定を受けた者(以下「資金交付対象者」という。)は、速やかに農業次世代人材投資資金交付請求書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(資金の交付)

第10条 市長は、前条の請求があったときは、内容を審査し、適当であると認めた場合は、当該資金交付対象者に資金を交付する。

(就農状況の報告等)

第11条 資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 資金交付対象者は、交付期間終了後5年間(第4項の規定による就農の中断をした場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。)、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

3 資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(別記第9号様式)を市長に提出しなければならない。

4 資金交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由によ

り就農を中断する場合は、中断した日から1か月以内に就農中断届（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別記第11号様式）を提出しなければならない。

- 5 資金交付対象者は、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（就農状況報告、経営状況の確認等）

第12条 市長は、前条第1項の規定により就農状況報告を受けた場合は、第14条第2項に規定するサポートチームと協力し、交付対象者の考え方を満たしているか実施状況を確認し、必要な場合は、同項に規定するサポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。

- 2 前項の規定による就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト（別記第13号様式）を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による就農状況報告の確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めるものとし、交付期間中、必ず年1回は、次に掲げる方法により、就農状況チェックリストを用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者と共に確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

- (1) 資金交付対象者の取組状況
- (2) 農地の耕作状況及び農作物の生産状況
- (3) 作業日誌、帳簿及び農地の権利設定確認書類等

- 4 市長は、必要と認める場合は、資金交付対象者に対し前条第1項に規定する就農状況報告のほか、必要な事項の報告を求めることができる。

- 5 市長は、第11条第4項の規定により就農中断届の提出があった場合は、資金交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行うものとする。

（資金対象者の中間評価）

第13条 市長は、資金交付対象者の交付期間3年目が終了したときは、当該資金交付対象者の農業所得及び農業収入等の状況や経営の課題等を交付対象者及び次条第2項に規定するサポートチーム等の関係機関が確認し、経営改善に役立てるとともに、青年等就農計画の達成に向けて指導が必要な者に対して重点的にサポートするため、中間評価を実施するものとする。

- 2 市長は、次条第1項に規定するサポートチーム、県農業事務所等の関係

機関及び指導農業士等の関係者で構成する評価会を設置する。

- 3 市長は、就農状況報告、決算書等の関係書類、現地確認の状況等を参考にしながら、原則として面接により実施し、次項の評価基準を基に、第5項に規定する評価区分のうち該当するものに決定する。
- 4 評価区分は、A（順調）及びB（順調ではない）の2段階とする。
- 5 前項の評価区分のうちAに該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 経営開始3年目の農業所得が、青年等就農計画における経営開始5年目の農業所得目標（以下「農業所得目標」という。）のおおむね2分の1を達成する者
 - (2) 前号に規定する基準を達成できていないが、次に掲げるいずれかに該当する者であって、農業所得目標の達成が見込まれると市が認めるもの
 - ア 設備投資等の経費がかさんだことが原因で経営開始3年目の農業所得が農業所得目標のおおむね2分の1を達成していないが、経営開始3年目の農業収入が、収支計画（別記第2号様式別添1）における経営開始5年目の農業収入目標（以下「農業収入目標」という。）のおおむね2分の1達している者
 - イ 災害による収量低下、市場価格の下落等、本人の責によらない原因により農業所得目標又は農業収入目標のおおむね2分の1を達成できていない者
- 6 評価結果の取扱いは、次に掲げるとおりとする。
 - (1) A評価の資金交付対象者については、引き続き資金の交付を継続し、希望する者については、第19条に規定する経営発展支援金を交付する。
 - (2) A評価の者のうち農業所得目標の達成に向けて重点指導が必要な者であると評価会で判断された者については、次条第2項に規定するサポートチームが中心となって重点指導を行う。
 - (3) B評価の者については、資金の交付を中止する。
(サポート体制の整備)

第14条 市長は、新規資金交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」及び「農地」の各課題に対応できるよう、関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。

- 2 市長は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（以下「サポートチーム」という。）を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。

- 3 令和3年度以降に採択された交付対象者のサポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者が参画しなければならない。
- 4 前項の規定により参画した農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。
- 5 第1項に規定する関係者は、次に掲げる事項を交付対象者に対して行うものとする。
 - (1) 青年等就農計画等の作成に係る助言及び指導
 - (2) 第5条第1項の規定による審査への参加
- 6 サポートチームは、交付対象次に掲げる事項を交付対象者に対して行うものとする。
 - (1) 第11条第1項の就農状況報告の確認、助言及び指導
 - (2) 前条第2項の評価会への参加
 - (3) 前条第1項の中間評価の結果において、令和2年度以前に採択された交付対象者についてはB評価相当の者、令和3年度以降に採択された交付対象者についてはA評価の者のうち重点指導が必要な者であると判断された者に対する重点指導の実施
(資金の交付の中止)

第15条 資金交付対象者は、資金の交付を中止する場合は、中止届（別記第14号様式）を市長に提出しなければならない。

（農業経営の休止）

第16条 資金交付対象者は、病気その他のやむを得ない理由により農業経営を休止する場合は、市長に休止届（別記第15号様式）を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による休止届を提出した資金交付対象者が農業経営を再開する場合は、経営再開届（別記第16号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 資金交付対象者が次の各号に掲げるいずれかの理由により農業経営を休止する場合は、当該各号に定める期間について休止期間を設けることができるものとし、その手続については、前2項の規定を準用する。
 - (1) 妊娠及び出産により農業経営を休止する場合（第3条第1項第2号に規定する夫婦で農業経営を行う妻を除く。） 1度につき最長3年
 - (2) 災害により農業経営を休止する場合 1度につき最長1年
- 4 資金交付対象者は、前項に規定による休止期間と同期間、交付期間を延長することができる。
- 5 資金交付対象者は、前項の規定により資金の交付を受ける期間を変更する

場合は、青年等就農計画等の交付期間の変更について、第6条の規定による変更の申請をしなければならない。

(資金の交付の停止)

第17条 市長は、資金対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止する。

- (1) 第2条の要件を満たさなくなった場合
- (2) 農業経営を中止した場合
- (3) 農業経営を休止した場合
- (4) 第11条第1項の就農状況報告を行わなかった場合
- (5) 第12条の規定による就農状況の確認等により、交付対象者の考え方を満たさないなど、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合
- (6) 国実施要綱別記1第11の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合
- (7) 第13条の規定による中間評価によりB評価と判断された場合
- (8) 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合（当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合を除く。）ただし、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。

(資金の返還)

第18条 資金交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める額を返還しなければならない。ただし、第1号又は第3号に該当する場合であって、病気、災害等によるやむを得ないものとして市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号から第6号までに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中であるとき 残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金
- (2) 虚偽の申請等を行ったとき 資金の全額
- (3) 交付期間（休止等の実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかったとき 交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第11条第4項の規定による手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間と同期間更に就農継続した者及び第13条の規定による中間評価によりB評価とされた者を除く。

- 2 市長は、前項に規定する資金の返還が生じた場合は、返還通知書（別記第17号様式）により資金交付対象者に通知するものとする。
- 3 資金交付対象者は、第1項ただし書に規定する病気、災害等のやむを得ない事情に該当し、資金の返還の免除を受けようとする場合は、返還免除申請書（別記第18号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、資金交付対象者から提出された返還免除申請書の内容がやむを得ない事情として適当と認められる場合は、資金の返還を免除することができる。

（経営発展支援金事業の交付対象者）

第19条 市長は、第13条の規定による中間評価でA評価とされた者のうち、経営発展支援金（以下「支援金」という。）の交付を希望する者（以下「支援金交付対象者」という。）に対し、支援金を交付する。

（支援金の交付手続）

第20条 支援金交付対象者は、経営発展支援金交付申請書（別記第19号様式。以下「支援金交付申請書」という。）を経営開始型の経営開始4年目の交付対象期間に市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、支援金交付申請書の内容を審査し、支援金交付対象者の更なる経営発展につながる取組であると認める場合は、承認し、審査結果を経営発展支援金交付決定通知書（別記第20号様式）により支援金交付対象者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により支援金の交付決定を受けた支援金交付対象者は、速やかに農業次世代投資資金経営発展支援金交付請求書（別記第21号様式）を市長に提出し、市長は支援金を交付するものとする。
- 4 第2項の規定により承認を受けた支援金交付対象者が、承認された内容を変更する場合は、変更した支援金交付申請書を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の変更申請があった場合は、第2項の規定に準じて承認するものとする。
- 6 支援金交付対象者は、承認された内容を実施し、事業の完了若しくは取組の終了の後1か月以内又は当該事業年度の3月末日までに経営発展支援金実績報告書（別記第22号様式。以下「支援金実績報告書」という。）提出しなければならない。
- 7 市長は、前項の支援金実績報告書の内容を審査し、適当であると認める場合は承認し、経営発展支援金交付確定通知書（別記第23号様式）により支援金交付対象者に通知するとともに、支援金の精算を行うものとする。

(支援金の交付額等)

第21条 支援金の交付額は、前条第2項の規定により承認された取組の実現に必要な額（取組に直接要する経費であり、かつ、書類によって用途及び金額が確認できるものに限る。）のうち他の助成措置等による助成額を除いた額とし、150万円以内の額とする。

2 支援金交付対象者が融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合について、当該事業に係る経費から融資額を除いた自己負担部分に充当することも可能とするものとする。

(支援対象期間)

第22条 支援の対象期間は、第20条第2項の承認を受けた日から最長1年間とし、支援の対象となる取組が年度をまたぐことも可能とする。

2 支援の対象となる取組が年度をまたぐ場合は、支援金交付対象者は第20条第2項の規定による承認を受けた年度内に一度、同条第6項の規定による支援金実績報告書を市長に提出するものとし、市長は、同条第7項の規定による精算を行い、支援金交付対象者は翌年度に再度、同条第1項の交付申請を行うものとする。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の富里市農業次世代人材投資資金交付要綱（次項において「新要綱」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の富里市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱に基づき交付している資金に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。ただし、改正後の第3条及び第6条から第22条までの規定については、新要綱を適用する。

(失効)

3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和3年9月9日告示第150号）

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の富里市農業次世代人材投資資金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の富里市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき交付している資金に対する旧要綱の適用については、なお従前の例による。ただし、改正後の第2条、第12条、第14条、第16条から第18条までの規定については、新要綱を適用する。
- 3 この告示の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第32号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

青年等就農計画等承認申請書

年 月 日

富里市長 様

住 所：

氏 名：

[申請者] 電話番号：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

メールアドレス：

富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第4条の規定により青年等就農計画等の承認を申請します。

なお、本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

申請に必要な書類

- (1) 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画
- (2) 農業次世代人材投資資金申請追加資料（別記第2号様式）
- (3) (1)の認定書

第2号様式（第4条関係）

農業次世代人材投資資金申請追加資料

年 月 日

富里市長 様

住所：

[申請者]

氏名：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

富里市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、富里市農業次世代人材投資資金交付要綱等の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて）誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「人・農地プラン」への位置付け等

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている	<input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている			

4 交付期間（経営開始型）

年 月 ～ 年 月

5 過去の研修等の経験（準備型交付期間）

年 月 日 ～ 年 月 日

6 その他

園芸施設共済等への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ)	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定(月) <input type="checkbox"/> 加入していない
交付期間中における、生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等(例:生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない
農の雇用事業による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない
前年の世帯全体の所得*1	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由(超える場合のみ記入)	
※本欄は富里市の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 【所見】	

7 保証人*2

住所	
氏名	
住所	
氏名	

添付書類

別添1: 収支計画

別添2: 履歴書

別添3: 離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)

別添4: 経営を開始した時期を証明する書類(農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等)

- 別添 5 : 経営を継承する場合は、従事していた期間が 5 年以内である事を証明する書類
(過去の経歴を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に住んでいた場合)の写し等)
- 別添 6 : 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- 別添 7 : 通帳の写し
- 別添 8 : 前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)
前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。
- 別添 9 : 誓約書(暴力団排除)
- 別添 10 : 身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)
- 別添 11 : 経営開始 4 年目以降の者が青年等就農計画等の承認を申請する場合は、申請者の経営開始 3 年目の所得、収支を確認できる書類(決算書、所得証明書の写し、通帳の写し、帳簿の写し、青色申告決算書等)

- * 1 「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当し、また、「所得」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」をいう。
- * 2 保証人を立てる場合は、記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は、記入不要。

収支計画

		経営開始					
		1年目 (年月～年月)	2年目 (年月～年月)	3年目 (年月～年月)	4年目 (年月～年月)	5年目 (年月～年月)	
農業収入	(作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
	その他						
農業次世代人材投資資金(円)※							
収入計(円)①(資金を除く)							
		経営開始					
		1年目 (年月～年月)	2年目 (年月～年月)	3年目 (年月～年月)	4年目 (年月～年月)	5年目 (年月～年月)	
農業 経営 費 (円)	原材料費						
	減価償却費						
	出荷販売経費						
	雇用労賃						
支出計(円)②							
【参考】設備投資 (内容、金額)							
所得計(円)①-②							

備考 既に農業経営を開始している場合は実績を記載

※ 経営開始1～3年目は150万円。経営開始4～5年目は120万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

履 歴 書

1 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒 ー				
(ふりがな)					
連絡先	〒 ー				
(ふりがな)		生 年 月 日	年 齡	性別	電 話 番 号
氏 名		年 月 日		1.男 2.女	

2 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

3 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴 (各別に記入)			
				年	月	免許・資格

誓 約 書

年 月 日

富里市長 様

住 所：

[申請者] フリガナ：

氏 名： ⑩

資金の交付を申請した者が、下記に掲げる1から3までのいずれにも該当しないことを誓約します。

また、将来においても当該事項のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、青年等就農計画等の承認を受けられないこと、資金の交付を受けられないこと又は資金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 次のいずれかに該当する行為（（2）又は（3）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - (1) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - (3) 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 3 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

第 年 月 日
第 年 月 日

様

富里市長



青年等就農就農計画等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった青年等就農計画等の承認申請について、審査の結果、適当と認められるので承認しましたので、富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 経営開始時期 年 月 日
- 2 交付対象期間 年 月 日 から 年 月 日まで

第4号様式（第7条関係）（令和2年度以前に承認された交付対象者）
農業次世代人材投資資金交付申請書

年 月 日

富里市長 様

住 所
氏 名

富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第7条第1項の規定により農業次世代人材投資資金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の総所得 ^{※1} 農業経営開始前の所得、被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く額 ^{※2} を記載	(ア)		円
今年の交付金額 ^{※3、4} 経営開始初年度の場合：150万円 経営開始2年目以降の場合： (350万円－(ア))×3/5で算出した額を記載 ただし、(ア)が100万円未満の場合は150万円	(イ)		円
今回の交付申請額 原則として(イ)の半額を記載			
交付期間における、生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない		

- ※1 経営開始初年度の場合は、0円と記載すること。
- ※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額
- ※3 1円未満は、切捨てとする。
- ※4 夫婦で受給している場合は、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融 機関 等 店 名	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金	店・所	出張所
	金融機関コード		
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号
	郵便局	記号	(当座)番号
口座名義人	(ふりがな) 氏 名		

添付書類

- ・「個人情報取扱」(別添)
- ※2回目以降の申請については、前回から変更がない場合は添付しなくてもよい。
- ・税務署等の収受印のある確定申告書の写し(前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合)

第4号様式（第7条関係）（令和3年度以降に承認された交付対象者）
農業次世代人材投資資金交付申請書

年 月 日

富里市長 様

住 所
氏 名

富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第7条第1項の規定により農業次世代人材投資資金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額(※2)を記載	(ア)		円
今年の交付金額 ^{※3} 経営開始1～3年目の場合：150万円 経営開始4～5年目の場合：120万円	(イ)		円
今回の交付申請額 原則として(イ)の半額を記載			円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 受けている <input type="checkbox"/> 受けていない		
・農の雇用事業による助成(農業法人等として)、経営継承・発展支援事業による助成	<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない		

- ※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。
- ※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。
- ※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融機関等舗名	銀行 労働金庫 信用農業協同組合連合会	信用金庫 農業協同組合 農林中金	店・所	出張所
	金融機関コード			
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号	
郵便局	記号	(当座)番号		
口座名義人	(ふりがな) 氏名			

添付書類

- ・前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。
- ・別紙様式第19号の別紙「個人情報の取り扱い」※
※2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入(添付)しなくてもよい

富里市長

様

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

農業次世代人材投資事業に係る個人情報の取扱いについて

千葉県及び富里市は、農業次世代人材投資事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関	国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、市町村、千葉県青年農業者等育成センター、千葉県農業会議、農業共済組合、準備型及び就職氷河期世代の新規就農促進事業認定研修機関
------	---

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

(法人・組織名)

氏名

第 年 月 日
年 月 日

様

富里市長



農業次世代人材投資資金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付で申請のあった富里市農業次世代人材投資資金の交付について、富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定する資金の対象期間
年 月 日 から 年 月 日まで
- 2 交付決定及び確定額 円

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

富里市長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

農業次世代人材投資資金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付の決定及び確定のあった富里市農業次世代人材投資資金について、富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

- 1 交付請求する資金の対象期間
年 月 日 から 年 月 日まで
- 2 交付請求額 円

第7号様式（第11条関係）

就農状況報告

経営開始 年目・交付開始 年目（～ 月分）

年 月 日

富里市長 様

氏名

富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第11条第1項の規定により就農状況報告を提出します。

- 1 独立・自営就農（予定）時期（どちらかにチェックする。（準備型の交付を受けた者は必須。経営開始型のみは記載不要。））

<input type="checkbox"/>	既に就農している	年 月 日就農
<input type="checkbox"/>	まだ就農していない ※	年 月就農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

- 2 営農実績報告

作物・部門名	作付面積(a)・飼養頭数等				
合計					
農業経営の構成（交付対象者本人・家族労働力）	氏名	年齢	交付対象者・交付対象者との続柄(法人経営にあっては役職)	年間の農業従事日数※	担当業務
			本人		
雇用労働力	(人・日※)				

※1日の農業従事時間を8時間で換算

3 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
	内訳 (平成30年度以前に承認を受けた交付対象者のみ記入)	親族から		
第三者から				
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※「特定作業受託」欄には、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等及び生産量を記載する。

「作業受託」欄には、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

4 前年の総所得（資金を除く） *1

	万円
--	----

※準備型の交付対象者で研修終了後に独立・自営就農した者又は経営開始型で令和2年度までに承認された交付対象者が記入

5 前年の世帯全体の所得（資金を含む。）

※経営開始型で令和3年度以降に承認された交付対象者のみ記入

万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）
<p>※本欄は交付主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（□有 □無） 【所見】</p>

6 農業経営基盤強化準備金（※）どちらかにチェックする

<input type="checkbox"/>	積み立てている
<input type="checkbox"/>	積み立てていない

※農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度

7 地域のサポート体制について

	専属担当者 (経営・技術)	専属担当者 (営農資金)	専属担当者 (農地)
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

8 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について
(どちらかにチェックする。)

※国実施要綱別記1の第7の2の(13)に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

<input type="checkbox"/>	参加した
<input type="checkbox"/>	参加しなかった

(「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。)

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

9 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について (どちらかにチェックする。)

<input type="checkbox"/>	加入している
<input type="checkbox"/>	加入していない

(「加入している」にチェックした場合は以下も記載する)

加入している農業 共済等の名称	
--------------------	--

10 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

経営開始型の交付対象者については青年等就農計画並びに別記第2号様式別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況や結果、課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 別添 1 作業日誌の写し(夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況(作業日、作業内容、作業時間)が分かるよう作成すること。)
- 2 決算書及び所得証明書の写し(7月の報告の際のみ添付する。)*₂
- 3 通帳及び帳簿の写し
- 4 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*₂(変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することができる。)
- 5 青色申告決算書(農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合)*₂
- 6 前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付(令和3年度以降に経営開始型で承認された交付対象者のみ該当)

※1 7月の報告の際のみ記入する。(資金を除く。)

※2 経営開始型の交付期間のみ添付する。

第7号様式 別添2の1 (第11条関係)

(令和2年度以前に承認された経営開始型交付対象者の場合)

決 算 書 (年)

		計 画 年目 a	実 績 b	実績／計画 b／a	
農 業 収 入	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他				
農業次世代人材投資資金 (円)					
収入計 (円) ① (資金を除く。)					

		計 画 a	実 績 b	実績／計画 b／a
農 業 経 営 費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支出計 (円) ②				
【参考】設備投資 (内容、金額)				
農業所得計 (円) ③ = ① - ②				
農外所得 (円) ④		総所得 (円) ③ + ④		

第7号様式 別添2の2 (第11条関係)

(令和3年度以降に承認された経営開始型交付対象者の場合)

決 算 書 (年)

			計 画 年目 a	実 績 b	実績/計画 b/a
農 業 収 入	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他				
農業次世代人材投資資金 (円)					
収入計 (円) ① (資金を除く。)					
収入計 (円) ② (資金を含む。)					

			計 画 a	実 績 b	実績/計画 b/a
農 業 経 営 費 (円)	原材料費				
	減価償却費				
	出荷販売経費				
	雇用労賃				
支出計 (円) ③					
【参考】設備投資 (内容、金額)					
農業所得計 (円) ④ = ① - ③					
農外所得 (円) ⑤		総所得 (円) ② - ③ + ⑤			

※計画欄には、別記第2号様式別添1の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

第8号様式（第11条関係）

作業日誌
交付終了後 年目（ ～ 月分）

年 月 日

富里市長 様

氏名

富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第11条第2項の規定により、作業日誌を提出します。

	作業内容	作業時間
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
合 計		

添付資料

- ・確定申告書類又は所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
- ・農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類（変更がある場合のみ添付する。）
- ・経営発展支援金により50万円以上の機械及び器具の財産を取得した場合は、財産管理台帳の写し（別添）

※上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌部分の記載を省略することが可能

財産管理台帳

事業実施主体名 (交付対象者名) _____

交付主体名 (市町村名) _____

		事業実施年度				年度		農林水産省所管補助金名：農業次世代人材投資事業（経営発展支援金事業）									
事業 区分	事業の内容					工期（取得時期）		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業 種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日 又は取得 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認年 月日		処分の 内容
									国庫補 助金	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	合計																

備考

- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

第9号様式（第11条関係）

住所等変更届

年 月 日

富里市長 様

氏 名

富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第11条第3項の規定により、住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他（ ）
変更後	氏名 住所 電話番号 その他（ ）

添付書類：変更後の住所を証明する書類（運転免許所、パスポート等の写し）

就農中断届

年 月 日

富里市長 様

氏名

富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第11条第4項の規定により、就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
中断理由		
就農再開 に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

第11号様式（第11条関係）

就農再開届

年 月 日

富里市長 様

氏 名

富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第11条第4項の規定により、就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日 から 年 月 日まで
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 から 年 月 日まで

第12号様式（第11条関係）

離農届

年 月 日

富里市長 様

氏名

農業経営を中止し、離農（独立・自営就農を中止）しますので、富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第11条第5項の規定により離農届を提出します。

離農日	年 月 日
離農理由	

添付書類

就農を中止し、又は離農した場合は、農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日が分かる伝票等）

就農状況確認チェックリスト

確認対象者住所：			
確認対象者氏名：			
農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付の有無：	有 ・ 無		
確認者所属・名前：			
確認日：	年	月	日

1 交付対象者への面談用（これまでの状況について聞き取ってください。）

ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	強い意欲がある ・ 意欲がある ・ 意欲がない
b 情報収集について（研修会等への参加、質問・相談の状況等）	積極的に収集している ・ 収集している ・ 収集していない
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している ・ 聞き入れるが実践していない ・ 聞き入れない
d 地域のコミュニティ・活動への参加・協力状況について	積極的に参加・協力している ・ たまに参加・協力している ・ 参加・協力していない

イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得状況	習得できている ・ おおむね習得できている ・ 習得していない
b 機械・機器・施設の操作方法・安全対策の習得状況	習得できている ・ おおむね習得できている ・ 習得していない
c 農業経営に関する知識の習得状況	習得できている ・ おおむね習得できている ・ 習得していない
d スケジュール管理について	先を見越した管理ができている ・ 作業が遅れない程度に管理できている ・ 管理できていない
e 経営管理について	自主的に進めている ・ 意見を聴きながら進めている ・ 自主性がない
f 効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる ・ 取り組むよう努力している ・ 取り組んでいない
g 経営状況（収支状況）の把握	把握している ・ おおむね把握している ・ 把握していない
h 課題の把握	把握し改善に取り組んでいる ・ 把握し改善策を検討している ・ 把握していない

ウ 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ・ ②おおむね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
------------	---

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由及び改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

b 生産量について	
[作物（畜種）名： a]	①計画どおりの量を生産している ・ ②おおむね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物（畜種）名： a]	①計画どおりの量を生産している ・ ②おおむね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物（畜種）名： a]	①計画どおりの量を生産している ・ ②おおむね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 売上高について	
[作物（畜種）名：]	①計画どおりの売上げを計上している ・ ②おおむね計画どおりの売上げを計上している ③計画どおりの売上げを得られていない
[作物（畜種）名：]	①計画どおりの売上げを計上している ・ ②おおむね計画どおりの売上げを計上している ③計画どおりの売上げを得られていない
[作物（畜種）名：]	①計画どおりの売上げを計上している ・ ②おおむね計画どおりの売上げを計上している ③計画どおりの売上げを得られていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由及び改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

エ 労働環境等に対する取組状況

a 圃場周辺・作業場・施設内等の整備状況	清潔で快適に整備できている ・ おおむね整備できている ・ 整備できていない
b 農作業安全への取組状況	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる ・ おおむね取り組んでいる ・ 取り組んでいない
c 食品衛生管理への取組状況 (加工を行っている場合のみ)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる ・ おおむね取り組んでいる ・ 取り組んでいない

2 ほ場(現地)確認用

(確認期間中の状況について記載してください。)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ おおむね遊休化されている土地はない ・ 遊休化されている土地がある ・
作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ おおむね適切に生産されている
適切に生産されていない土地がある (管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある) ・ 作付期間外である

3 書類確認用 (これまでの状況について記載してください。)

ア 農業従事日数

日	時間
---	----

イ 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている	・	帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある	・	帳簿をつけていない
-------------	---	----------------------------	---	-----------

ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

農地法第3条の許可等(※)により農地の権利を有している	・	農地法第3条の許可等を得ていない
-----------------------------	---	------------------

※公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画による農地の権利設定を含む。

変更後の農地面積

所有地	a
借入地	a

4 総合所見

--

第14号様式（第15条関係）

中止届

年 月 日

富里市長 様

氏 名

農業次世代人材投資資金の受給を中止しますので、富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第15条の規定により中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

休 止 届

年 月 日

富里市長 様

氏 名

農業次世代人材投資資金の受給を休止しますので、富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第16条第1項の規定により休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
休止理由		
再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

添付書類

- ・母子健康手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

第16号様式（第16条関係）

経営再開届

年 月 日

富里市長 様

氏 名

富里市農業次世代人材投資資金の受給を再開しますので、富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第16条第2項の規定により経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 から 年 月 日まで
経営再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日 から 年 月 日まで

第17号様式（第18条関係）

第 号
年 月 日

様

富里市長

印

農業次世代人材投資資金返還通知書

富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第18条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 返還金額 円

2 返還理由

第18号様式（第18条関係）

返還免除申請書

年 月 日

富里市長 様

住 所

氏 名

富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第18条第3項の規定により、返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--

経営発展支援金交付申請書

年 月 日

富里市長 様

住 所：

[申請者]

氏 名：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第20条第1項の規定により、下記のとおり経営発展支援金の交付を申請します。

記

1 経営発展に向けた具体的な取組内容

--

2 経費の配分

取組内容	事業費 (A+B) 円	経営発展支援金 (A) 円	その他 (B) 円	備考
合 計				

3 事業完了予定年月日 年 月 日

添付資料：取組内容に実際の取組にかかる金額が確認できる見積書等

第 年 月 日 号

様

富里市長



経営発展支援金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった経営発展支援金の交付については、富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第20条第2項の規定により通知します。

記

- 1 支援の対象期間
年 月 日 から 年 月 日まで
- 2 交付決定額 円

第21号様式（第20条関係）

年 月 日

富里市長 様

住 所

氏 名 ⑩

電話番号

経営発展支援金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付の決定のあった経営発展支援金について、富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第20条の規定により請求します。

記

- 1 支援の対象期間
年 月 日 から 年 月 日まで
- 2 交付請求額 円

第22号様式（第20条関係）

経営発展支援金実績報告書

年 月 日

富里市長 様

住 所：

[申請者]

氏 名：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第20条第6項の規定により、下記のとおり経営発展支援金の実績を報告します。

記

1 経営発展に向けた具体的な取組内容

--

2 経費の配分実績

取組内容		事業費 (A+B)	経営発展支援金 (A)	その他 (B)	備考
		円	円	円	
合 計					

3 事業完了年月日 年 月 日

添付資料：取組内容に実際の実績額が確認できる納品書、領収書等

第 年 月 号
年 月 日

様

富里市長



経営発展支援金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった経営発展支援金については、富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第20条第7項の規定により通知します。

記

- 1 支援の対象期間
年 月 日 から 年 月 日まで
- 2 交付確定額 円